

営繕工事における週休2日促進工事に係る積算方法等の運用基準

営繕工事における週休2日促進工事实施要領（以下、「要領」という。）第6第2項(3)号に基づく積算方法等の運用を次のとおり定める。

記

1 工事費の積算方法

週休2日促進工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じ、次項「単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、次の各号による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に要領第6第1項の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）

市場単価（または補正市場単価）は、群馬県建築工事積算要領第3編3の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、次の表A-1②、表E-1②及び表M-1②の補正率及び次の式により基準補正単価を算出する。

【新営、全館無人改修の場合】

・市場単価（または補正市場単価） × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・市場単価（または補正市場単価） × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営の場合】

・物価資料の掲載価格（材工単価） × 新営補正率

【改修（全館無人、執務並行）の場合】

・物価資料の掲載価格（材工単価） × 改修補正率

表A-1 ②基準補正単価の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-1② 基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁 ケーブル	1.01	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設 票(金属製)	1.01	1.01

表M-1② 基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用 ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダン パー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

付 則

この基準は、平成30年9月1日から運用する。

この基準は、令和2年7月1日以降に起工する工事から運用する。

この基準は、令和6年7月1日以降に起工する工事から運用する。

この基準は、令和7年7月1日以降に起工する工事から運用する。